役員等の報酬の額並びにその支給基準

役員等の報酬の額及び支給基準は、次の表のとおりとする。

	対象	支 紿 額	支 給 方 法
報	非常勤役員の報酬	月額 25 万円を限度	当月 25 日に所得税等控除後金融機関に振込み
酬	非常勤役員の賞与	賞与は、月額支給分×4ヶ月分	上記同様、支給日に金融機関に振り込み
額		(賞与分を含み年間総額 400 万円を限度)	
	その他の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員	各年度支給総額20万円	役員会等の開催の都度、現金支給(所得税控除後)
	週に1日以上法人の業務に携わる役員の場合	1週間の勤務時間×1万円を支給(月額)	当月 25 日に所得税等控除後金融機関に振込み
支	評議員会・理事会に出席した場合	1回につき 5,000円	当日現金支給 (所得税控除後)
給			
++-	監事監査に出席した場合	1回につき 10,000円	当日現金支給(所得税控除後)
基	評議員選任・解任委員会に出席した場合	1回につき 5,000円	当日現金支給(所得税控除後)
進			
1			
	上記以外で法人運営会議等に出席した場合	1回につき 10,000円	当日現金支給(所得税控除後)
	l		